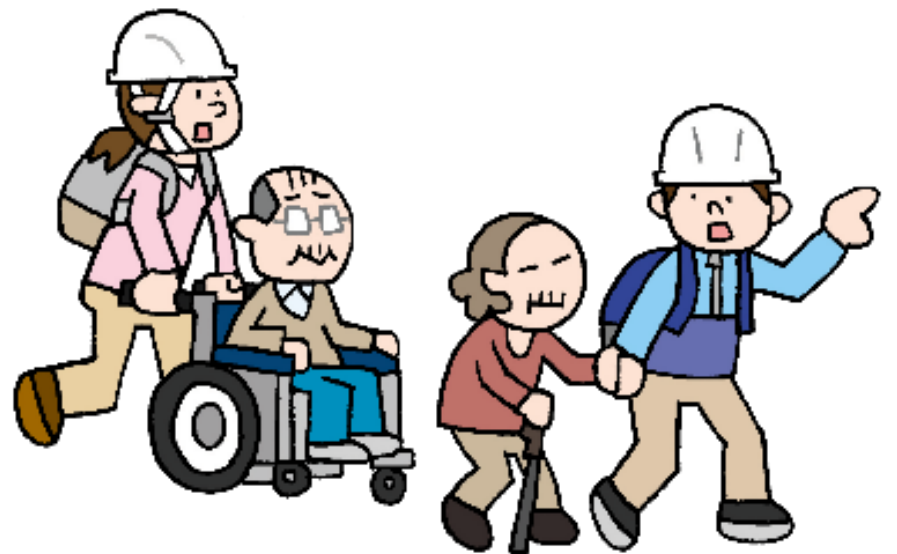


地震災害における初動マニュアル (行政区・消防団)



発災時の対応マニュアルとして、行政区、消防団の初動マニュアルを作成しました。

マニュアル中に赤字で示した活動内容を、平時のうちに行政区と消防団で調整し、発災時に協力体制が作れるようにしよう！

地震災害における初動対応マニュアル【行政区】

【平時の対応】

- 防災訓練の実施、区の防災備蓄品・資機材の準備
- 避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の把握
- 「地区防災計画」の策定
- マイ・タイムライン（わが家の災害時行動計画）の作成、啓発など

発生前

地震発生

- まず自分の命を守る（安全確保行動）



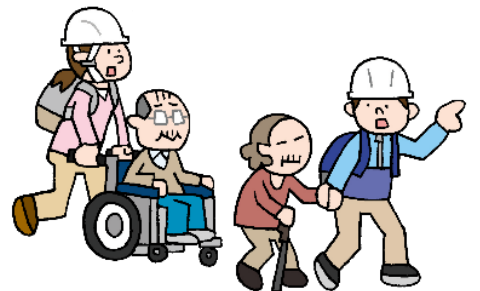
～30分

【災害時の対応】

1 区の一時避難場所へ参集（震度5弱以上の場合）

※一時避難場所へ参集し、区役員は以下の対応を行う。

- 区民の安否確認（特に要支援者の安否確認）
- 区内の被害状況の確認、消防団と情報共有
- 市へ被害状況の報告
- 要支援者の避難支援
- 初期消火活動・救出活動
- 負傷者の応急救護、医療機関等搬送



2 自宅が被災し、戻れない区民がいた場合

○指定避難所への避難誘導

※指定避難所開設は避難所管理職員、施設管理者で行う

- 避難者の人員報告（第一報）
- 要支援者の指定避難所への移動支援
- 指定避難所の運営協力

※避難住民及び行政区の避難所運営委員が中心となって、主体的に避難所運営を行う。

※災害状況、発災時間等によっては、公助が遅れることが想定されるため、避難生活に必要な非常持出品を持って避難する。

～3日

※赤字で示した活動内容は、行政区及び消防団で調整、協力して対応を行うべき内容です。

地震災害における初動対応マニュアル【消防団】

